

はまな荘における次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和2年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分発揮できるように、働きやすく、充実した生活が送れる雇用環境の整備を行う一環として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 目標

・年次有給休暇取得率を向上させる。(令和元年度と比較して取得率を5%向上させる。)

(2) 対策

- ・令和元年度の取得率を把握し、仕事と子育てを両立できるような年次有給休暇の取得に向け検討する。
- ・職員に対し周知、啓発を行い取得率向上に向け具体的な案を掲示する。